

**Deloitte.**

# ニュースレター 税金と税関

2024年2月発売



# 今号のハイライト

## 税務行政

- 税務署調査のための税務申告書類の選定におけるリスク管理の適用手続き

## 法人所得税

- 事業主の世帯または個人に支払われる家賃のCIT控除に関する補足書類
- 国家予算による支払いの遅延による未払いの納税義務は、延滞利息が免除されます
- 不動産譲渡による収入は、土地の住宅、インフラ、建築工事の賃貸収入を除き、CITインセンティブの対象にはなりません
- 経費の発生は、アパート管理活動から記録された収益に対応して許可されます

## 間接税

- 還付請求のためのVAT額の補足は、後期以降の納税申告書が提出された後には認められません
- 調整または交換方法を使用したエラー電子請求書の処理
- 仕様および品質の不備による販売返品の下位修正または差し替え請求書の発行
- 合併時の付加価値税還付

## 個人所得税

- 2023年のPITファイナライズの手順
- ベトナムでの労働契約終了後に外国人に支払われる所得は、20%の個人所得税源泉徴収の対象となります
- 労働契約を結んでいない個人ブローカーの所得は、10%の個人所得税源泉徴収の対象となります
- 外国人は、二重課税回避協定に基づく個人所得税免除を、最初の納税と同時に通知する必要があります

## 外国契約者の源泉徴収税

- Googleでの広告活動に対するベトナムの当事者のタックスインボイス申告

## 貿易と税関

- ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定(VNEAEUFTA)およびASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域(AANZFTA)に基づく製品別ルールの改正
- 通関業務におけるリスク管理規程の改正
- ASEAN - India Trade in Goods Agreement (AITIGA) に基づくハードコピーのC/O フォーム AI の継続的な適用
- 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)に基づく再生製品の輸入を管理する行政手続のリスト
- 輸出加工企業(EPE)から非EPEに転換する企業に適用される税制
- 国内企業が委託処理契約に基づいてEPEに発送した商品の通関手続きと輸入関税還付のご案内

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

Transfer Pricing  
Firm of the Year

Tax Firm  
of the Year



## 税務行政 新しい規制

### 税務署調査のための税務申告書類の選定におけるリスク管理の適用手続き

税務総局は、税務当局(税務総局、税務局、税務局)に対し、税務デスク調査を目的としたVAT、CIT、および特別消費税(SCT)申告書類の選定におけるリスク管理の適用手順について指導するために、決定第98/QD-TCTを発行しました。この手順には、次の手順が含まれます。

- 情報の収集と処理
- 税務リスクのある税務申告書類を選択するための一連の基準を開発して使用します。
- 税務申告書類のリスクレベルを分類した結果を評価、分類、および処理します。
- 税務申告書類でリスクの高い納税者のリストを処理します。
- 税務申告書類の選定における一連のリスク管理基準の有効性を評価し、それに応じて効率を改善するためのソリューションを提案します。

以下は、この規制に関するデロイトの見解です。

- 決定第98号/QD-TCTは、近年の税務署における税務調査のための税務申告書類の選定における近代化を強化する視点と傾向を強化し、虚偽申告や脱税を行う納税者の発見・防止・迅速な対応能力を向上させ、税務管理の効率化に寄与するものです。
- また、税務署での税務調査において、リスクの高いVAT、CIT、SCT申告書類の選定に関する情報の収集、分析、評価において、税務当局のシステムが一貫していることも示しています。
- 税務署員による税務調査の量と質の両面の改善は、納税者の事業所における税務調査への切り替えの可能性を高め、また、(1)税務当局から通知された情報や書類を説明・提供しない納税者、または(2)税務申告書の説明や修正を行ったが、申告書が申告されたことを証明できない納税者に対して、リスク管理の原則に従った税務調査・税務調査計画を構築するための基礎となる。税額は正しいです。

(2024年1月26日付決定第98号/QD-TCT、税務総局発行)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 法人所得税 ガイダンス裁定

### 事業主の世帯または個人に支払われる家賃のCIT控除に関する補足書類

会社が事業主の世帯または個人と住宅賃貸借契約を結んだ場合、事業の世帯または個人は、不動産を賃貸する際に電子請求書を使用する資格がありません。

CITの損金算入可能な費用を決定するための補足文書は、通達第96/2015/TT-BTC号第4条第2.5項第2.5項に基づく賃貸契約書と家賃支払伝票です。

(2024年1月24日付ハノイ税務局発行のOfficial letter No. 4852/CTHN-TTHT)

### 国家予算による支払いの遅延による未払いの納税義務は、延滞利息が免除されません

納税者が、国家予算源から資金提供を受けているが、まだ負っている商品またはサービスを提供する場合:

- 納税者の未払いの納税義務は、国家予算源が支払うべき金額を超えない範囲で、延滞利息の対象にはなりません。
- 延滞期間は、支払期限から実際に支払が決済された日までカウントされます。
- 会社は、規制に従って、直接管理する税務当局に遅延利息の免除を求める書類を提出する必要があります。

(2024年1月22日付税務総局発行のOfficial Letter No. 269/TCT-QLN)

### 不動産譲渡による収入は、土地の住宅、インフラ、建築工事の賃貸収入を除き、CITインセンティブの対象にはなりません

不動産事業に関連する事業目的を持つ会社の投資プロジェクト、土地所有権が所有者、ユーザー、またはテナントに帰属する場合、不動産譲渡活動から得られる収入は、土地の賃貸住宅、インフラ、建築工事からの収入を除き、CITインセンティブの対象にはなりません。

(2024年1月19日付税務総局発行のOfficial Letter No. 261/TCT-CS)

### 経費の発生は、アパート管理活動から記録された収益に対応して許可されます

会社が契約上の義務の履行の継続を必要とする活動を行い、課税対象の収益を計上したが十分な費用が発生していない場合、会社は、通達第96/2015/TT-BTC号第4条第2項第2.20項の規則に従って、計上された収益に対応する費用を計上することが認められています。

(2024年1月18日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 3703/CTHN-TTHT)

## Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 間接税

### ガイダンス裁定

#### 還付請求のためのVAT額の補足は、後期以降の納税申告書が提出された後には認められません

2022年第3四半期のフォームNo.02/GTGTで投資プロジェクトのVAT申告書を提出した場合、2022年第2四半期の還付請求額のVAT額の修正は認められません。

会社は、2022年11月24日付の税務総局発行のOfficial Letter No. 4394/TCT-KKの規定に従い、フォームNo.01/GTGTに基づき、フォームNo.01/GTGTに基づく生産および事業活動のVAT申告書に、返金不可だが控除の対象となる投資プロジェクトの仕入VATを繰り越すことができる。

(2024年2月6日付税務総局発行のOfficial Letter No. 501/TCT-KK)

#### 調整または交換方法を使用したエラー電子請求書の処理

会社が政令第123/2020/ND-CP号および通達第78/2021/TT-BTC号に従って誤りのある電子請求書(請求書F0)を発行し、その後、F0請求書の調整済みまたは交換請求書(F1請求書)を発行したが、F1請求書にエラーが続く場合:

- 調整方法に従うと、会社は請求書F2を調整して請求書F0を発行し(請求書F1によってすでに調整されています)、請求書F1はまだ有効です。
- 交換方法に従うと、会社が請求書F1を置き換える請求書F2を発行します(請求書F0はすでに請求書F1に置き換えられています)、エラーのある請求書は無効になります。

(ビンズン省税務局発行2024年1月26日付  
Official Letter No. 1907/CTBDU-TTHT)

#### 仕様および品質の不備による販売返品 の請求書の下方修正または交換発行

売り手が請求書を発行した場合、買い手は商品を受け取ったが、商品が仕様または品質に準拠していないことを発見し、商品の一部または全部を返品する必要があります。

- 売り手は、元の請求書の下方修正または交換のために、売上返品請求書を発行します。
- 売主と買主は、政令第123/2020/ND-CP号第4条第1項に従って、売上返品契約書を作成します。
- 出品者は、税法第38/2019/QH14号第47条および政令第126/2020/ND-CP号第7条第4項に従って税務申告を修正します。

(ビンズン省税務局発行2024年1月26日付  
Official Letter No. 1909/CTBDU-TTHT)

#### 合併時の付加価値税還付

合併会社がクレジット法でVATを申告し、未払いの仕入VAT額が発生した場合、当該会社は、通達第130/2016/TT-BTC号第1号に従って合併を実施する際に、当該金額のVAT還付を請求することができます。

(ハノイ税務局発行2024年1月22日付Official  
Letter No. 4267/CTHN-TTHT)

#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 個人所得税 ガイダンス裁定

### 2023年のPITファイナライズの手順

ビンズン省税務局は、2023年のPIT確定の注目すべき点を指摘しており、これは税務当局が以前に発行した規定と一致しています。

- **確定書類の提出期限:** 企業の場合は暦年の終わりから3か月目(例:2024年4月1日)、税務当局と直接個人所得税の確定を行う個人の場合は、暦年の終わりから4か月目(例:2024年5月2日)の末日。
- 給与および賃金支払機関は、付録番号05-3 / BK-PITで扶養家族を要約する場合、従業員が会社に登録を許可した扶養家族の税務当局への登録の実施状況を確認する必要があります。
- 電子税申告を採用する所得支払機関は、電子税サービスシステムで電子納税申告書を送信する必要があります。申告にHTKKソフトウェアを使用し、税務当局に書類のハードコピーを送信する必要はありません。
- E-taxサービスシステム  
<http://thuementu.gdt.gov.vn> で直接税の確定(フォーム02 / QTT-PITに基づく)の対象となる個人は、上記の書類が受領された税務当局に署名し、税務申告および税金還付(ある場合)のためにハードコピーを送付する必要があります。電子税務取引口座を付与された個人の場合、税務確定書類のハードコピーを税務当局に提出する必要はありません。

(2024年1月12日付ビンズン省発行のオフィシャルレターNo.1017/CTBDU-TTHT)

### ベトナムでの労働契約終了後に外国人に支払われる所得は、20%の個人所得税源泉徴収の対象となります

外国人は、ベトナムを離れる前に、ベトナムでの任務が終了する際にPITの確定手続きを行う必要があります。

会社が当該個人に課税所得を支払った場合、労働契約の終了後、個人が個人所得税債務を確定し、ベトナムから出国した後、ベトナムの非居住者に対する一律20%の税率が適用されます。

(2024年1月29日付クアンナム省税務局発行のOfficial Letter No. 885/CTQNA-TTHT)

### 労働契約を結んでいない個人ブローカーの所得は、10%の個人所得税源泉徴収の対象となります

労働契約を結ばない、または労働契約を結んでから3ヶ月未満の非事業主に仲介手数料を支払った場合、その個人が受け取る所得は、給与と賃金から個人所得税の対象となります。同社は、個人に支払う前に、毎回200万VNDからの収入に対して10%の割合でPITを源泉徴収する責任があります。

(2024年1月24日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 4850/CTHN-TTHT)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](http://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

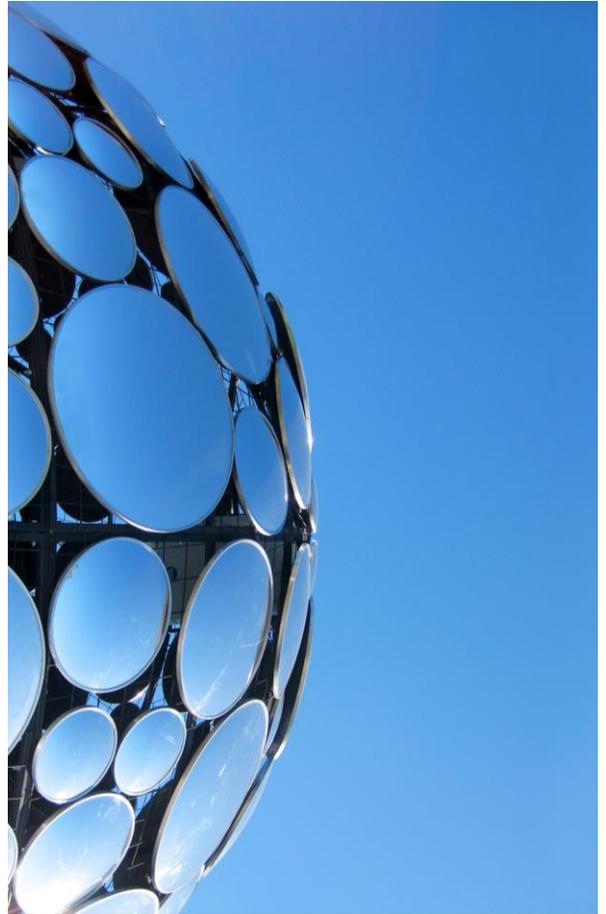


## 個人所得税 ガイダンス裁定

外国人は、二重課税回避協定に基づく個人所得税免除を、最初の納税と同時に通知する必要があります

非居住者の外国人が二重課税回避協定(「DTA」)に基づく免税/減免を受ける権利を有する場合、彼/彼女は、最初の納税申告書の納税申告書(様式番号02 / KK-TNCN)と同時に、DTAに基づく免税/減免通知書(フォーム番号01 / HTQTおよび補足書類)を提出する必要があります。

(2024年1月3日付税務総局発行のOfficial Letter No. 17/TCT-DNNCN)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

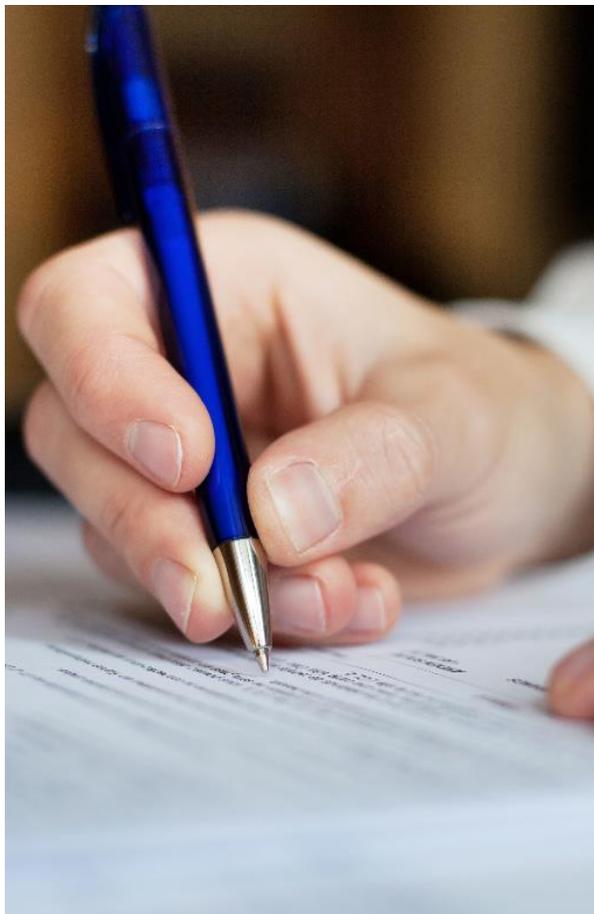
## 外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

### Googleでの広告活動に対するベトナムの 当事者のタックスインボイス申告

ベトナムの当事者が外国のサプライヤーからの広告活動に対してタックスインボイスを負担した場合:

- VATについて: Google Asia Pacific Pte.Ltd.(Google)は、クレジット法でVATを申告する組織のVAT請求書として適格ではないため、規制に基づくVAT控除の条件を満たしていません。
- CITについて:2018年8月15日付のOfficial Letter No. 3149/TCT-CSによると、Facebook、Googleで支払われた広告費は、事業活動に関連すること、会社名、住所、税コードが記載された正当な請求書および書類(販売者が請求書を提供しない場合は、FCWT申告書とFCWT支払い証明書が必要)などの条件を満たしている場合に控除されます。VAT規制に従った支払いバウチャーを持っていること。
- ベトナムで税務登録をした電子商取引活動を行う外国サプライヤーおよびデジタルプラットフォーム上の企業のリストについて:会社は、外国サプライヤー向け電子情報ポータル(<https://etaxvn.gdt.gov.vn/>)にアクセスして、外国サプライヤーの税務登録ステータスを調べることができます。

(2024年1月24日付税務総局発行のOfficial Letter No. 296/TCT-CS)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関 新しい規制

### ベトナム・ユーラシア経済連合自由貿易協定(VNEAEUFTA)およびASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域(AANZFTA)に基づく製品別ルールの改正

2024年1月15日、商工省は、VNEAEUFTAおよびAANZFTAで取引される物品の原産地規則に関するいくつかの規定を修正・補足する通達第01/2024/TT-BCT(以下「通達01」)および通達第02/2024/TT-BCT(通達02)を発行しました。

- HS 2022年版を適用する新しい製品固有の規則(「PSR」)。
- 原産地証明書(「C/O」)の認証と検査のプロセス。
- 2023年10月1日以降に納入された輸出貨物に対してHS 2022年版を適用するPSRに基づく遡及的C/OフォームEAVの発行。
- 2023年10月1日から発行されたC/OフォームEAVの受理は、HS 2022バージョンを適用するPSRに基づきます。

サーキュラー01およびサーキュラー02は、2024年3月1日から施行されます。

(商工省2024年1月15日付通達第01/2024/TT-BCT号及び通達第02/2024/TT-BCT号)

### 通関業務におけるリスク管理規程の改正

2024年1月29日、財務省は、通関業務におけるリスク管理に関する通達第81/2019/TT-BTC(以下「通達第81号」)を修正・補足する通達第06/2024/TT-BTC(以下「通達06」)を発行しました。

- **組織/個人の税関コンプライアンスレベルの評価期間を規定する:**税関申告者のコンプライアンスレベルは、評価日の前365日以内に連続して365日以内に輸出入および入国活動を行うことで評価されるものとします。
- **5つの(05)通関コンプライアンスレベルの名称変更:**レベル1 - 認定経済事業者(AEO)。レベル2 - 非常に高いコンプライアンス。レベル3 - 高いコンプライアンス。レベル4 - 平均的なコンプライアンス。レベル5 - コンプライアンス違反。
- **コンプライアンスレベルを分類するための基準を更新します。**
- **特に非課税/非課税商品のリスクレベルに基づくスクラップおよび廃棄物の監視方法の破壊に関する規定の補足:**直接監督または技術的機器の使用。
- サーキュラー81のいくつかのフレーズ、条項、および付録の修正、補足、および廃止。

回覧06は、2024年3月15日から施行されます。更新された税関コンプライアンスレベルに関連する規制は、2025年7月15日から施行されます。

(財務省発行2024年1月29日付通達第06/2024/TT-BTC)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関 ガイダンス裁定

### ASEAN・インド物品貿易協定(AITIGA)に基づくハードコピーのC/OフォームAIの継続適用

ベトナムの輸出品に対するAITIGAに基づくC/OフォームAIの発行は、以下のように導かれます。

- C/O発行機関は、インドの税関当局の要求に応じて、AITIGAメンバーに輸出された商品に対してC/OフォームAIのハードコピーを引き続き発行します。
- 2024年1月1日以降に電子C/OフォームAIが付与された貨物の場合、C/O発行機関は、署名と捺印が記載されたハードコピーのC/Oを再発行する必要があります。
- 電子C/OフォームAIの発行は、AITIGA実施委員会の会議後に、外国貿易庁(商工省傘下)からさらに通知されます。

(2024年1月9日付外国貿易庁(商工省傘下)公告第14号/TB-XNK)

### 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)に基づく再生製品の輸入を管理する行政手続のリスト

決定第3185/QD-BCT号は、CPTPPの下での輸入再製造品の管理に関する04の行政手続を含む、商工省の管理下にある輸出入に関して新たに公布された行政手続をまとめたものです。

- 再生コードの発行。
- 再製造コードの有効期間の延長。
- 再製造コードが付与されている企業の情報の修正と補足。
- 再生品の輸入許可証の発行。

(2023年12月11日付商工省決定第3185号/QD-BCT)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関 ガイダンス裁定

### 輸出加工企業(EPE)から非EPEに転換する企業に適用される税制

2024年1月18日、税関総局は、EPEから非EPEに転換する企業の税務申告および納付目的の税務政策に関するガイダンスであるOfficial Letter No. 296/GDC-TXNKを次のように発行しました。

- **非関税地域内の建設および設置サービスの場合:**税関当局は、輸入品のVAT徴収のみに責任を負うものとし、サービスに適用されるVATの徴収については責任を負いません。
- **EPEの建設のために国内で購入された建設資材である商品の場合、**企業は通関手続きを行うかどうかを選択できます。
- **建設資材ではないが、EPEの建設のために国内で購入された商品の場合:**企業は0%のVAT税率を適用するために通関手続きを行う必要があります。
- **輸入された資産および税金が支払われておらず、在庫が残っている商品の場合:**税務政策および通関手続きが現行の規制として適用されるものとし、

(税関総局発行の2024年1月18日付Official Letter No. 296/TCHQ-TXNK)

### 国内企業が委託処理契約に基づいてEPEに発送した商品の通関手続きと輸入関税還付のご案内

**国内企業がEPEを処理に委託する場合の通関手続きについて:**国内企業は、海外の委託処理契約に関する規定に従って通関手続きを行い、税関申告書に「企業の**内部管理番号**」を#&GCPTQとして申告します。EPEは、加工のために商品を受け取り、加工された商品を国内企業に返品する際に、通関手続きを行う必要はありません。

#### 税関申告モードについて

- 一定期間内の機械、設備、および専門用工具の一時的な輸出、または海外でのアウトソーシング加工活動に役立つため:G61;
- ベトナム企業は、原材料と消耗品を海外の事業体またはEPEに輸出して処理します:E82;
- ベトナム企業(EPEを含む)は、海外の事業体またはEPE:E41から加工品を再輸入します。
- 企業は、非関税地域、EPE、または内陸輸出に商品を海外に輸出します:B11。

**輸入関税還付について:**現行の規則では、国内企業との委託加工契約に基づきEPEから受領した加工品が、国内企業が輸入関税を支払って国内市場に輸入され、その後、海外または非関税地域に輸出された場合の輸入関税還付制度は規定されていません。

(税関総局発行の2024年1月29日付Official Letter No. 467/TCHQ-TXNK)

#### Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

## Contact Us



**Thomas McClelland**  
**National Tax Leader**  
+84 28 7101 4333  
tmcclelland@deloitte.com



**Bui Ngoc Tuan**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0021  
tbui@deloitte.com



**Bui Tuan Minh**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0022  
mbui@deloitte.com



**Phan Vu Hoang**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Dinh Mai Hanh**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0050  
handinh@deloitte.com



**Vo Hiep Van An**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4444  
avo@deloitte.com



**Vu Thu Nga**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0023  
ngavu@deloitte.com



**Tat Hong Quan**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4341  
quantat@deloitte.com



**Vu Thu Ha**  
**Tax Partner**  
+84 24 710 50024  
hatvu@deloitte.com



**Dang Mai Kim Ngan**  
**Tax Partner**  
+84 28 710 14351  
ngandang@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da  
District, Hanoi, Vietnam  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square  
Building, 57-69F Dong Khoi  
Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.